

環境配慮事業概要書

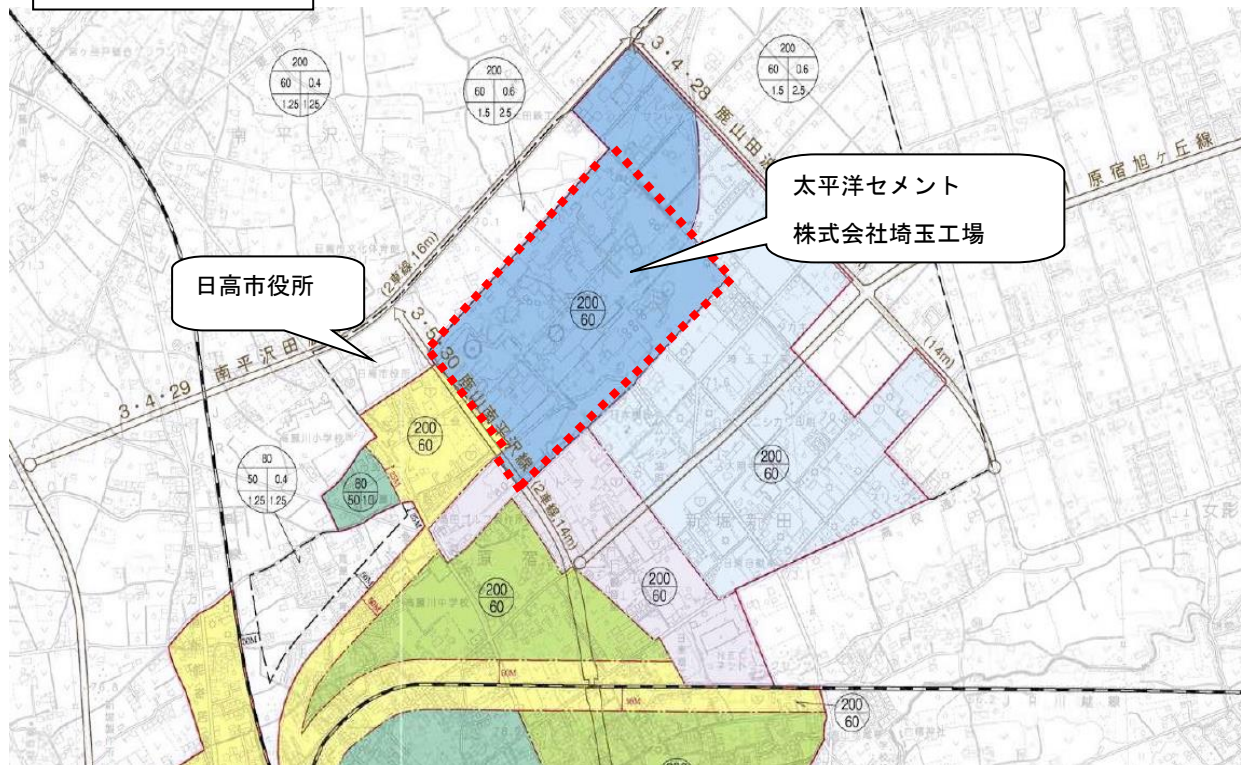
申請者 太平洋セメント株式会社 埼玉工場

事業の目的等 廃棄物処理施設（廃プラスチック類等の破砕施設）を設置し、受け入れた産業廃棄物等である廃プラスチック類等を破砕して、セメント焼成用燃料として使用すること

事業区域 日高市大字原宿 721 番地他 131 筆 280,936 m²

用途地域 工業専用地域

位置図



地域説明会 平成 29 年 11 月 2 日、3 日、4 日に開催 計 46 名の方が出席

※関係地域に係る行政区の区長等は個別に説明を実施

主な要望 搬入経路についての配慮

意見書の提出なし

環境への影響（事業者説明資料より）

工場周辺への騒音、振動等の環境影響がないよう、廃棄物処理施設は敷地境界線から離れた場所で、かつ、周囲が建屋等の構築物に囲まれた場所に設置する

適切な防音、振動設計を行う

生活環境影響調査を実施した結果、廃棄物処理施設稼動に伴う騒音、振動等レベルの予測結果は現況と同程度である

結果、環境負荷の増大は見込まれないとの見解である

環境配慮事業に係る意見書 平成 30 年 1 月 23 日通知

意見書の内容

1. 日高市環境保全条例及び他関係法令を遵守すること
2. 日高市の立入調査・助言・指導に対し積極的に協力すること
3. 関係住民が求める説明要求等に対し誠意をもって対応すること
4. 周辺道路、農地又は宅地等周辺の良い環境を損なわないように常に細心の注意を払うとともに、関係住民より苦情が発生しないよう万全の対策を講じ、万一関係住民より苦情が発生した時は迅速かつ誠意をもって解決に努めること
5. 良い環境（進入路等公共施設も含む）に損害を与えた場合は、直ちに損害部分の復旧に努めるとともに迅速かつ誠意をもってその解決に努めること
6. 非常災害のために応急措置を行ったとき、又は周辺環境の保全に影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのあるときは、速やかに市に報告すること
7. 地域説明会で要望された、廃棄物の搬入経路については、通学路や関係住民に配慮すること

環境配慮事業実施計画書 平成 30 年 1 月 31 日提出

市の意見書の内容に配慮し、事業を実施する実施計画書となっている